



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2015年10月

No.5

特集

養育費って何？ その1 ～養育費の現状～

■養育費とは？

養育費とは、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、子どもの権利です。

父母は、子どもの生活（衣食住、教育、医療など）について、自分自身の生活と同じ水準を保障する強い義務があり、自己破産した場合でも負担義務はなくなることはありません。

養育費は、子どもが進学する時等に「親に経済的負担をかけるのではないか」などの不安を減らすことができ、さらに将来への夢や展望を与え、選択肢を増やすことができるものなのです。



■子どもの権利である養育費が、取り決められていない

養育費の取り決めをしなかった理由を見ると

- 相手に支払い能力がないと思った 約49%。
- 相手と関わりたくない 約23%。
- 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかった 約8%

このように、取り決める前から「どうせ支払ってくれないだろう」と決め付けて「諦めている」人が多いということが想像できます。

■半数以上が支払われていない養育費

母子世帯全体の養育費の需給状況を見ると「養育費を受けたことがない」が約60%と半数以上が受けたことがありません。さらに、一度は養育費の支払いを受けたことがあっても、4年以上経過すると84%が受け取れていません。このように、養育費の受給は極めて不安定な状況にあります。

■養育費について半数近くが相談しておらず、ひとりで抱え込んでいる

離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で「相談した」が54.4%「相談していない」が45.6%。

相談した相手は「親族」が43.9%と最も多く、次いで「家庭裁判所」が24.4%となっています。

この結果から養育費に関して、半数近くがひとりで抱え込んでおり、相談したとしても主に親族に相談していることがわかります。この傾向は、父子家庭でも同様です。

出典：「平成23年度全国母子世帯等調査」（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局）

■子どものためにできることを考えて…

養育費の取り決めや支払いが低い原因の一つとして、そもそも養育費について詳しい知識が無いことや、相談をしたくても養育費や法律に詳しい人が身近にいないという事があります。

エールながさきでは、養育費に関する相談や定期的に弁護士による法律相談も行っています。些細なことでも構いません何かありましたら「エールながさき」にご相談ください。

次回は、養育費って何？その2として、「養育費の取り決め方法」や「支払ってもらえないときの対応」などについてご紹介したいと思います。

■法律相談

エールながさきでは、毎月第3水曜日に弁護士による無料の法律相談を行っています。

「養育費ってどのように決めるの?」「養育費をもらいたいんだけどどうすればいいの?」など、今回特集で紹介した養育費関係についての相談はもちろん、離婚・親権・財産分与・慰謝料・借金などの相談も大丈夫です。

ひとりで問題を解決しようとしても、知識不足や情報不足では、なかなか前に進みません。そんな時、専門家に相談することによって、悩みが早く解決することもあります。ぜひ、ご活用ください。

※遠方で直接相談できない方でも電話での相談ができます。まずはご連絡ください。

※事前予約が必要です。

☎095-813-0800 次回の相談は11月18日(水)を予定しております。

■メールマガジン配信中です!!

「YELLながさき」では、「就業のための支援情報」「講習会情報」などをメインに月2回メールマガジンをお送りしています。これからも、皆様のお役にたてるよう様々な情報を提供してまいりますのでどなたでも気軽にご登録ください。

配信の登録は、YELLながさきのホームページから、または、件名を「配信希望」として下記アドレスまでメール下さい。

HP <http://www.yell-nagasaki.jp/center#mailmag> E-Mail yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

■自立のためのエール!

●ひとり親のためのパソコン講習会(島原市、雲仙市、南島原市地区)開催のご案内

日商PC検定(文書作成)3級合格を目指して、「ひとり親のためのパソコン講習会」を開催します。

◆定員 15名(希望者多数の場合は、本会で調整のうえ決定いたします)※託児あり

これまでに受講された方、上記以外の地区の方も受講可能です。

◆受講料 無料(但し、テキスト代:540円、受験料5,140円 計5,680円をご負担頂きます)

◆研修日時 1月17日(日)~2月28日(日)の間の毎週日曜日

10時30分~12時30分 13時30分~15時30分(合計4時間)

◆会場 株式会社ピーシーベース 島原教室 ※無料駐車場有

(島原市先魁町1163-50 TEL:0957-64-5224)

◆申込締切 12月25日(金)

◆受講決定 受講決定者には、受講申込締切り後、文書により通知いたします。

【受講申込先・問い合わせ先】

受講を希望される方は、下記までご連絡ください。申込書類等を送付いたします。

また、何か質問やご不明な点等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

YELLながさき(長崎県ひとり親家庭等自立促進センター)担当:松尾・濱崎

TEL:095-813-0800 FAX:095-848-1112 E-Mail: yell@nagasaki-shi-boshikai.jp



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELLながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体:一般社団法人 長崎市ひとり親家庭福祉会